

国外犯罪被害弔慰金等に関する事務処理要領の制定について

平成29年2月1日例規（警）第5号

警察本部長

各部長・参事官・所属長 殿

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

国外犯罪被害弔慰金等に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号。以下「法」という。）及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）に基づく国外犯罪被害弔慰金等支給制度（以下「本制度」という。）の事務取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象事案の認知と関係者への教示・連絡

本制度の適用対象となる可能性がある事案を認知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

1 国外犯罪被害者等に対する教示

- (1) 国外犯罪被害者又はその遺族（以下「国外犯罪被害者等」という。）に対し、その置かれた状況等に十分配慮しつつ、本制度の教示を行うこと。
- (2) 当該教示に当たっては、本制度に関する広報用リーフレットや規則に規定する国外犯罪被害弔慰金支給裁定申請書（規則様式第1号）又は国外犯罪被害障害見舞金支給裁定申請書（規則様式第2号）（以下「申請書」と総称する。）の記載例を示すなどの方法により、適切に行うこと。ただし、国外犯罪被害弔慰金等（以下「弔慰金等」という。）が不支給となることが明らかな場合など、教示することが国外犯罪被害者等の心情を害することが懸念されるときは、この限りでない。

2 警察庁への通報

警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、国外犯罪被害弔慰金等支給制度対象事案発生通報票（別記第1号様式。以下「通報票」という。）により、警察庁に通報すること（警察庁からの情報提供によって認知した場合を除く。）。

3 他の第一順位遺族に係る措置等

- (1) 警務課長は、前記1の教示を行う場合は、その者が第一順位遺族であるか否か、さらに、その者以外の第一順位遺族（以下「他の第一順位遺族」という。）がいるか否かを確認すること。
- (2) 前記1の教示は、他の第一順位遺族に対しても行うこと。
- (3) 他の第一順位遺族が他の都道府県警察の管轄区域内に居住するときは、通報票により、当該他の都道府県警察及び警察庁にその旨を通報すること。

第3 申請

1 申請の受付

警務課長は、申請をしようとする者から申請書の提出を受けて、申請を受け付けるものとする。

2 事務を処理する所属

- (1) 申請に係る事務は、原則として警務部警務課（以下「警務課」という。）において直接対応するものとする。
- (2) 署において申請の申出が行われたときは、申請者に対し警務課に赴いて申請を行うべき旨を教示するとともに、警務課に直ちにその旨を連絡するものとする。

なお、署長は、申請者に対し署員が適切な教示等を行えるよう本制度の周知を図ること。

3 事務処理手続

- (1) 申請を受け付ける際は、申請者に対し運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台

帳カード等の官公庁発行の写真付身分証明書の提示を求める等の方法により、本人確認の徹底を図ること。

- (2) 申請が代理人によって行われるときは、委任状原本の提出を受け、代理人から申請書を徴すること。
- (3) 申請書に不備があった場合は、申請者に対して十分な教示を行い、申請書の補正を求め、その経過を報告書等で明らかにしておくこと。
- (4) 申請書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備は、警務課において職権で補正し、その経過を報告書等で明らかにしておくこと。
- (5) 申請書の受理に当たっては、申請書の受付の欄に受付年月日及び受付番号を記入するとともに、国外犯罪被害弔慰金等支給裁定申請受付票(別記第2号様式)を作成すること。
- (6) 警務課長は、申請書を受理したときは、その旨を速やかに警察庁に報告すること。

4 事務処理上の留意点

- (1) 申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項に該当すると認められる場合であっても、当該申請を受理すること。
 - ア 申請書の提出された日が法第9条第3項に規定する期間内でないこと。
 - イ 申請に係る被害が法第2条第1項に規定する犯罪行為によるものでないこと。
 - ウ 申請者が弔慰金等の受給資格を有しないこと。
- (2) 申請者に、申請の際の添付書類の具体例の教示等、申請に関し必要な援助を行うこと。

5 国外居住者からの申請等に対する留意点

(1) 国外居住者への教示

警務課において、弔慰金等の支給対象となる可能性のある者が国外に居住していることを把握した場合は、通報票により、警察庁を経由して外務省・在外公館にその旨を通報し、本制度の教示を依頼すること。

(2) 申請の不備に対する補正

公安委員会は、領事官を経由して申請がされた場合、在外公館、警察庁等を経由して送付された申請書等の写しを受領後、速やかに申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること等の形式上の要件を確認し、形式上の要件に適合しない申請に対しては、速やかに相当の期間を定めて当該申請の補正を求めること。この場合、申請者への補正の求めは、原則として公安委員会から申請者に対して直接行うものとするが、その内容については、事前又は事後速やかに警察庁を経由して外務省・在外公館と共有すること。

なお、直接連絡することが困難な場合は、警察庁を経由し、外務省・在外公館に対して、申請者への補正の求めに係る伝達を依頼すること。

第4 裁定

1 裁定のための調査等

(1) 調査等

ア 事務を処理する所属

法第13条第1項又は第2項の規定による裁定のための調査等は、警務課において行うものとする。

イ 調査等の要領

(ア) 法第13条第1項の規定による調査等

- a 法第13条第1項に規定する「その他の関係人」とは、被害者を診察した医師等、申請事案について直接又は間接に関係のある者をいう。
- b 申請者その他の関係人に報告をさせる場合は、報告書を提出させ、又は供述書を作成すること。
- c 法第13条第1項に規定する「文書その他の物件」とは、例えば、申請者と被害者との内縁関係を証明する手紙、日記、写真類等、申請者その他の関係人が所持して

いるもので、裁定を行うために必要であると認められるものである。これを提出させるに当たって提出者の要求があるときは、預かり証を交付するなどの措置を行うこと。また、裁定が終了し、弔慰金等の支払までの事務手続が完了した場合は、速やかに提出させた物件を提出者に返還すること。

d 申請者その他の関係人に対する出頭命令又は医師の診断を受ける旨の命令は、文書により通知すること。

(イ) 法第13条第2項の規定による調査等

別表「裁定のために必要な調査事項の照会先」を参考にして照会先を決定し、照会先ごとに国外犯罪被害弔慰金等支給関係事項照会書（別記第3号様式）を作成して発送すること。

なお、同表に記載されている事項以外のものに関する照会を排除するものではない。

ウ 調査等の実施における留意点

(ア) 電話や口頭により補充的な調査等を行う場合であっても、調査年月日及び調査対象者を明らかにしてその内容を記録するなど文書による記録を残すこと。

(イ) 調査等を行うに当たっては、調査権を濫用することなく、また、国外犯罪被害者等の心情を十分に理解し、その尊厳を傷つけることのないよう留意すること。

(ウ) 日本国外に所在する関係機関等に対して調査を行う場合は、警察庁を経由して行うこと。

(2) 法第13条第3項の規定による申請の却下に関する事務処理

ア 裁定申請却下の手続

申請者が調査等に協力しないため適正な裁定を行うことができないと認められるときは、次に掲げる事項を明らかにした裁定申請却下案を公安委員会に提出し、承認を受けるものとする。

(ア) 申請者に対して行った調査等の内容及び方法

(イ) 調査等に協力しないことについての正当な理由の不存在

イ 裁定申請却下に関する事務処理上の留意点

申請者が調査等に協力しない場合は、申請者に対して申請が却下されるおそれがある旨を教示するなどし、申請者の協力を促すこと。

2 適正かつ迅速な裁定

(1) 警務課長は、調査結果に基づき事実関係を検討し、速やかに公安委員会の裁定を受けること。

(2) 警務課長は、法の解釈等に関し疑義等がある場合は、国外犯罪被害弔慰金等支給制度質疑用紙（別記第4号様式）により、警察庁との間で十分な質疑検討を行うこと。

3 裁定の留意点

(1) 裁定に用いる情報

ア 裁定を行うに当たっては、申請書、その添付書類、法第12条の規定により外務大臣が取得した場合に国家公安委員会を経由して公安委員会に提供される情報及び法第13条第1項又は第2項の規定による調査等により得た情報を用いること。

イ 規則第4条第2号に規定する「集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。」の認定を行うに当たっては、関係所属と十分に協議すること。

(2) 支給の制限

申請者が、国家公安委員会告示（平成28年国家公安委員会告示第51号）に定める給付金の支給を受けているときは、その金額の多寡を問わず弔慰金等は支給することができない旨を申請者に説明するとともに、当該給付金に係る制度を所管する官庁に対し、支給の有無を照会すること。

4 裁定等の通知

(1) 申請者の理解の確保

裁定又は申請却下の通知に当たっては、申請を却下した理由、裁定の内容、理由等を十分に説明し、申請者の理解を得るよう配慮するものとする。

(2) 申請者が国外に所在している場合

ア 通知書等の交付

裁定又は申請却下の通知時において、申請者が国外に所在している場合は、原則として国家公安委員会・警察庁、外務省本省及び在外公館を経由し、国外犯罪被害弔慰金等支給裁定通知書（規則様式第3号。以下「裁定通知書」という。）及び国外犯罪被害弔慰金等支払請求書（規則様式第5号。以下「支払請求書」という。弔慰金等を支給する場合に限る。）又は国外犯罪被害弔慰金等支給裁定申請却下通知書（規則様式第4号。以下「却下通知書」という。）を申請者に交付するものとする。この場合、必要に応じて別紙を設け、理由等を詳細に記載するなど、前(1)の点に特に留意すること。

イ 通知書等の到達日時の確認

裁定通知書又は却下通知書が申請者に到達した日時については、確実に確認すること。

ウ 支払請求書の交付

支払請求書については、裁定通知書と併せて申請者に交付するとともに、支払請求書の記載例を同封し、必要に応じて申請者に直接その記載方法について教示すること。

第5 争訟

1 審査請求の取扱い

(1) 国家公安委員会に対する審査請求書が公安委員会に提出された場合は、速やかに警察庁に送付すること。

(2) 不作為についての審査請求が公安委員会に対してなされたときは、弔慰金等の支給の申請手続に準じて取り扱うこと。

(3) 公安委員会に対してなされた審査請求事案の処理については、行政不服審査の処理に関する規程の定めるところにより行うこと。

(4) 公安委員会に対して不作為についての審査請求があったときは、国外犯罪被害弔慰金等関係審査請求事案報告書（別記第5号様式）により速やかに国家公安委員会（警察庁）に報告すること。また、事案の処理を終結したときも同様とする。

2 行政事件訴訟

公安委員会の行った裁定の取消しを求める訴えが提起され、裁判所から訴状の送達を受けたときは、直ちに警察庁に報告し、訟務事案の処理に関する規程の定めるところにより処理すること。

第6 関係機関等との連携

1 警務課長は、本制度の周知や国外犯罪被害者等に対する本制度に係る申請の補助等の援助措置について、民間支援団体等と緊密な連携を図ること。

2 警務課長は、法第19条に規定する戸籍事項の無料証明について、市町村に対し当該規定の周知を図るとともに、国外犯罪被害者等が戸籍事項の無料証明の申請を行うことが予想される場合は、国外犯罪被害者等の意向を確認した上で、その旨を事前に市町村窓口に連絡するなど、戸籍事項の無料証明が円滑に行われるように努めること。

第7 広報活動

国外犯罪被害者等からの申請を支援するため、警察施設を始めとした公共の施設への広報用ポスター等の掲示、千葉県警察ホームページ、部内外の広報資料への本制度に関する情報の掲載等の広報を継続的に実施するものとする。

第8 警察庁への報告等

1 警察庁への報告

(1) 関係資料の写しの送付

警務課長は、公安委員会が裁定をしたとき又は申請を却下したときは、直ちに裁定通知

書又は却下通知書の写しを警察庁に送付すること。

(2) 特異事案等の報告

警務課長は、本制度の運用に関し、紛糾することが予想される事案等が発生した場合は、その都度、関係書類を添えて警察庁に報告すること。

2 取扱事案の管理

警務課に処理簿（別記第6号様式）を備え付け、弔慰金等の申請事案について、事案処理の進捗状況を管理すること。

3 関係書類等の保存

規則第13条に規定する申請書、調査・照会・検討に関する文書等弔慰金等の申請事案の支給手続において作成した一切の書類は、裁定、申請の却下又は申請の取下げがあった後、5年間、警務課において保存しなければならない。ただし、必要がある場合は、5年を超えて保存するものとする。

以下別表等省略